

児童福祉法に基づく福祉の措置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第七十三号

児童福祉法に基づく福祉の措置等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく福祉の措置等に関する規則（昭和五十三年五月奈良県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条の九の次に次の三条を加える。

（病児保育事業開始の届出）

第十八条の十 法第三十四条の十八第一項の規定による届出は、病児保育事業事業開始届出書（第二十四号様式の八）により行わなければならない。

（病児保育事業変更の届出）

第十八条の十一 法第三十四条の十八第二項の規定による届出は、病児保育事業変更届出書（第二十四号様式の九）により行わなければならない。

（病児保育事業廃止の届出）

第十八条の十二 法第三十四条の十八第三項の規定による届出は、病児保育事業廃止（休止）届出書（第二十四号様式の十）により行わなければならない。

第二十一条第一項中「第三十五条第六項」を「第三十五条第十一項」に改める。
第二十四号様式の七の次に次の三様式を加える。

第24号様式の8(第18条の10関係)

病児保育事業開始届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住 所
氏 名 印
〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

病児保育事業を開始したいので、児童福祉法第34条の18第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

開始しようとする事業	種類(類型)			
	内 容			
経 営 者	氏 名 (名称)			
	住所(所在地)			
職 員	職 務 の 内 容		定 数	
			人	
			人	
			人	
			合 計	人
事業区域				
当該事業の用に供する施設	名 称			
	種 類			
	所 在 地			
	利用定員			
	面積及び構造	施設の面積 m^2 保育室 m^2 (1人当たり m^2) 観察室又は安静室 m^2 (1人当たり m^2) 調理室 m^2 その他 m^2 建物の構造 造 階建		
		設 備	ベビーベッド 遊具 その他()	
	事業開始予定年月日		年 月 日	

- 注 1 「開始しようとする事業」の「内容」欄は、事業内容を簡潔に記入してください。
- 2 「経営者」欄は、当該事業を経営する者が個人である場合にあってはその者の氏名及び住所を、市町村、社会福祉法人その他の法人である場合にあってはその名称及び当該事業に係る主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 「事業区域」欄は、市町村名を記載のうえ、全部又は一部の別を記入してください。
なお、実施地域が一部の地域である場合は、適宜地図を添付してください。
- 4 届出書には、次の書類を添付してください。
- ア 条例、定款その他の基本約款
 - イ 収支予算書及び事業計画書(インターネットを利用して閲覧することができない場合のみ)
 - ウ 主な職員の氏名及び経歴書
 - エ 建物その他設備の規模及び構造が記載された図面

第24号様式の9(第18条の11関係)

病児保育事業変更届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住 所
氏 名

印

〔 法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

児童福祉法第34条の18第1項の規定により届け出た事項に変更がありましたので、同条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

変 更 に 係る施設	名 称		
	所在地		
開 始 年 月 日		年 月 日	
変 更 事 項			
変 更 内 容	変 更 前		変 更 後
変 更 年 月 日		年 月 日	

- 注 1 主な職員に変更が生じた場合は、その経歴書を添付してください。
- 2 条例、定款その他の基本約款又は施設その他設備の規模及び構造に変更が生じた場合は、変更後の内容を示す書類を添付してください。

第24号様式の10(第18条の12関係)

病児保育事業廃止(休止)届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住 所
氏 名



〔 法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

病児保育事業を廃止(休止)したいので、児童福祉法第34条の18第3項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

廃止(休止) しようとする施設	名 称	
	所在地	
開 始 年 月 日		年 月 日
廃 止 (休 止) 理 由		
現に便宜を受けている 児童に対する措置		
廃 止 期 日 又 は 休 止 予 定 期 間		

第二十五号様式 中

- 「(2) 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の経歴書
(3) 収支予算書」
ヤ

「(2) 保育所にあつては事業の運営についての重要事項に関する規程

- (3) 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の経歴書
ニギルルベ。

(4) 収支予算書」

「(2) 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の経歴書

- (3) 収支予算書

第二十六号様式 中

- (4) 設置する者の履歴書及び資産状況書（保育所を設置しようとする
昭和26年法律第45号）第31条第1項の規定により設立された
を証明する書類）

(5) 法人又は団体の場合は、定款、寄付行為その他の規約

「(2) 保育所にあつては事業の運営についての重要事項に

(3) 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の経

(4) 収支予算書

する者は、社会福祉法
社会福祉法人であること

- ヤ (5) 設置する者の履歴書及び資産状況書（保育所を設置
（昭和26年法律第45号）第31条第1項の規定により設
を証明する書類）

」
(6) 法人又は団体の場合は、定款、寄付行為その他の規

関する規程

歴書

しようとする者は、社会福祉法 ニギルルベ。

立された社会福祉法人であること

約」

第三十号様式 中 「第35条第6項」 ヤ 「第35条第11項」 ニギルルベ。

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。